

議員発案第1号

由利本荘市議会委員会条例の一部改正について

由利本荘市議会委員会条例（平成17年由利本荘市条例第265号）の一部を改正する条例（案）を、地方自治法第112条及び由利本荘市議会会議規則第14条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和4年3月8日提出

由利本荘市議会議長 伊藤 順 男 様

提出者	由利本荘市議会議員	長 沼 久 利
賛成者	同 上	岡 見 善 人
	同 上	三 浦 晃
	同 上	大 友 孝 徳
	同 上	佐々木 隆 一
	同 上	佐 藤 正 人

提案理由

重大な感染症のまん延防止の観点等からオンライン会議システムによる委員会出席を可能にするため、条例の一部を改正しようとするものである。

(別紙)

由利本荘市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

由利本荘市議会委員会条例の一部を改正する条例

由利本荘市議会委員会条例（平成17年由利本荘市条例第265号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（開会方法の特例）

第14条の2 委員長は、重大な感染症のまん延防止の観点等により、委員会を開会する場所への委員その他会議出席者（以下「委員等」という。）の参集が困難と認める場合において、適切かつ効果的な委員会の運営の観点から特に必要と認めるときは、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を活用した会議を開くことができる。この場合において、委員長は、会議の公開の要請への配慮、委員等の本人確認及び自由な意思表示の確保に十分留意するものとする。

2 前項の場合において、委員等は、委員会にオンライン会議システムによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

第15条に次の1項を加える。

2 前条第2項の規定により委員長の許可を得て会議に出席した委員は、前項、次条第1項及び第29条第1項の出席委員とする。

第19条第1項に次のただし書を加える。

ただし、オンライン会議システムを活用した会議は、秘密会とすることができない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。